

素人議長の戯言

常議員会議長 青木 莊太郎 (34期)



青天の霹靂

常議員会議長とは、会則によると、議事を整理し、常議員会を代表するものとされています。その規定内容はともかくとして、どちらかと言うと事務所に引き籠もりがちであった私は、平成29年の春まで、そのような規定が会則にあることを意識したことはなく、勿論、読んだこともありませんでした。

それにもかかわらず、突如、降って湧いたようなお話を頂戴し、あれよあれよと言う間にクレオの壇上に座ることになってしまいました。このような貴重な機会を与えていただいたことに感謝していますが、当時の心境としては戸惑いが優るという状態でした。

それでも日は昇る

そんな私の心情に関わりなく、暦は順調に進んでしまい、第1回の常議員会が迫ってきます。

当然のことながら常議員会の議事の進行は初めての経験であり、担当職員から詳細なレクチャーと暖かい声援を受け、また、理事者とも入念な打合せをしていただき、いよいよ第1回常議員会を迎えることになりました。

結果をお話しすれば、勇み過ぎて初っ端の議題で反対票、保留票の確認を忘れるなど前代未聞であろう不始末をしかし、選挙を勝ち抜かれた新人常議員の皆さんの晴れがましい第一歩(?)に水を差すことになりました。それでも、冷静沈着な井上聡副議長の手助けを受け、どうにかこうにか予定された議題の審議を終えることができました。

ところが、人間とは恐ろしいもので、そのような失態も回を重ねる毎に忘却の海に沈んでいき、今では常議員の皆さんの議論を見ることが楽しいと思えるようになってきています。

会議は踊らない

ところで、常議員会は議決機関であり、総会に付議す

る事項、予算・決算に関する事項、その他弁護士会にとって重要な事項が次々と審議されていきます。なかには、弁護士自身の権利・義務に関わり、会員によって意見が異なる議題もあり、そのような議題については、十分に議論が尽くされ、結論が導かれていくことが理想と考えられます。

議長席に座るようになって既に8ヶ月がたちましたが、これまでのところ、議場にて議論が過熱していくことはあまり多くなく、概ね予定どおりの時間で審議が進んでいきます。今年度の常議員の皆さんは紳士かつ真摯であり、当意即妙な対応をなさっており、議決機関として非常に優秀で、スマートな姿ですが、常議員の皆さんの議論を見ることが楽しくなってきた身の程知らずの議長としては、時に寂しい思いをすることもあります。

明日への架け橋

ここ10年で弁護士会を取り巻く環境が変わり、若手の会員が飛躍的に増えてきました。それを反映し、今年度の常議員80名のうち、この期間に登録された会員が過半数を占めています。

自分の登録10年未満のころを思い起こすとあまり大きな事は言えなくなりますが、これからの東京弁護士会を支えていくのは若手会員であり、既に識見、人数共に大きな地位を占めていますので、会の議決機関である常議員会も若手が自由に意見を言える場であれば良いと考えています。もちろん、諸先輩常議員も黙ってはいないと思いますので、その結果、大いに議論が盛り上がるのではないかと期待するところです。

もう残されている常議員会の回数の方が少なくなってきましたが、何とか若手常議員にもフランクに発言してもらい、常議員会の場で充実した議論が展開されるよう、今後もその環境作りのお手伝いをしていきたいと思っています。

常議員会副議長に就任して

常議員会副議長 井上 聡 (39期)



1 常議員会と副議長の役割

常議員会は、総会に次ぐ重要な意思決定機関であり、月1回定例会議が開かれるほか、必要に応じて臨時会議が開催されています。常議員は80名で、定足数は20名ですが、定例の常議員会には、毎回60名以上の常議員が出席され、熱心な議論が交わされています。

副議長の任務は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、議長の職務を行うとされていますが、青木議長が見事に議事を進行してくださっているので、私の出番はほとんどありません。冒頭に出席常議員数の報告と議事録署名者の指名を行うというのが副議長の仕事といえば仕事です。

ただし、議事が始まった後は、会場全体に目を配り、挙手している人の見落としがないか、質問に対する回答漏れがないか、決議の結果発表に誤りがないかなど、審議に集中していなければならず、結構緊張します。

2 常議員会の役割と課題

私が常議員になったのは、今年度が2回目です。初めて常議員になったのは、20年前のことで、当時は当会の会員数も3,600名程度でした。それに比べ、現在、会員数は8,000名を超え、当時の倍以上となっています。それだけに、弁護士会が取り組むべき課題もそれに比例して年々大きくなっており、常議員会の責任も重くなっているように思われます。

今年度も、これまでに「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する日弁連規程及び同規則」の改正案に対する意見書案や男女共同参画推進特別措置（「女性副会長クォータ制」）の導入に対する意見書案の審議が行われ、また、現在、法制審議会で作業が進められている民事執行法や民法（相続関係）等の改正に関する意見書案

に関する審議も行われました。

また、今年度は、各公設事務所の所長をお招きして、それぞれの事務所の活動状況を報告していただきました。事務所経営の実情や若手弁護士の活躍など率直にお話ししていただき、大変参考になりました。

3 常議員の勧め

今回、副議長という得がたい経験をさせていただいたことにより、改めて弁護士会が果たしている役割の重要性を再認識することになりました。日常業務に追われていると、弁護士会への関心が薄れ、どうしても人任せになってしまいがちです。しかし、弁護士会は私たちの会費で運営されているわけですし、会員一人ひとりに弁護士会を支えていく義務と権利があるように思います。当然のごとく常議員会には、弁護士会が取り組んでいる課題に関する多数の情報が集まってきます。機会がありましたら、是非、常議員になることをお勧めします。

最後に、議事進行がスムーズにできているのも、理事者の努力はもちろんのこと事務局の方々が膨大な資料を用意するとともに進行に関しても入念な準備をされているお陰です。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

任期も残すところ僅かですが、青木議長の補佐役として、今後とも充実した審議のお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。